

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条）

分類	病気の種類	出席停止の期間
感第一症種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でH5N1及びH7N9。	治癒するまで
感第二症種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
感第三症種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、その他の感染症（下欄参照）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	他の感染症の例（医師の指示により、出席停止の措置が必要となる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪い、周囲への感染の危険が高い等、医師の指示のもと出席停止を要する場合 (校医等と協議の上、校長が認める場合に限る)

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）